

# 栃木県水産振興計画（2期計画）



令和3年4月  
栃木県農政部

## 栃木県水産振興計画（2期計画） 目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 策定に当たって               |    |
| 1 計画策定の趣旨                 | 1  |
| 2 役割                      | 1  |
| 3 期間                      | 1  |
| 第2章 「栃木の水産」をとりまく状況        |    |
| 1 社会情勢の変化                 | 2  |
| 2 「栃木の水産」の現状と課題           | 5  |
| 第3章 「栃木の水産」が目指す方向性        | 17 |
| 第4章 実現に向けた具体的な施策          |    |
| 1 水産資源が豊富な漁場づくり           | 18 |
| 2 賑わいのある漁場の回復             | 19 |
| 3 養殖魚のブランド力の向上と生産コストの低減   | 19 |
| 4 水域生態系の保全                | 20 |
| 5 漁協等の経営基盤の強化             | 21 |
| 6 原子力災害への対応               | 22 |
| 第5章 施策の展開に当たって            |    |
| 1 栃木県内水面漁場管理委員会による適正な漁業調整 | 23 |
| 2 試験研究の推進と技術の普及           | 23 |
| 3 市町や関係機関との連携             | 23 |
| 4 情報の発信                   | 23 |

# 第 1 章 策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川、中禅寺湖などの河川・湖沼に数多くの魚類が生息し、古くから漁業や釣りが盛んに行われてきました。

また、アユやマス類の養殖漁業が県内各地で営まれ、地域の特色ある食材として観光地に提供されるなど、地域の産業とともに発展してきました。

本県漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全を通じて、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を県民に提供するなど、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しています。

一方で、カワウやコクチバスなどによる食害、冷水病などの疾病の発生、河川形状の変化等による漁場環境の悪化、少子高齢化の進行による漁業協同組合（以下「漁協」という。）や養殖漁業の担い手不足及び福島第一原子力発電所事故の影響などにより、漁獲量や養殖生産量は減少し、水産物の安定的な供給や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

本県漁業が盛んな地域は、漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、本県漁業の生産体制の脆弱化は、中山間地域の社会の活力の低下にもつながります。

このため、県は、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）に基づき国が定めた基本的な方針を踏まえ、これまでの「栃木県水産振興計画」を発展させ、本県の水産資源の維持・増殖、利活用の促進、漁場環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を策定します。

## 2 役割

この「栃木県水産振興計画（2期計画）」は、県、漁業団体、養殖生産者、関係機関等がその方向性や目標を共有するとともに、その実現に向けた指針とするものであり、法第 10 条の規定に基づく県計画として位置づけるものです。

## 3 期間

令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間を計画期間とし、令和 7 年度を目標年度とします。